

PTA総会議案書

札幌市立伏見小学校

PTA会長 石橋 大輔

PTA総会のご案内

『令和6年度 札幌市立伏見小学校 PTA総会』は、通常の集会形式では開催せず、書面による審議とさせていただきます。

皆様にはご多用のことと存じますが、「PTA総会議案書（本紙）」をお読みにになり、議案に反対の場合のみ、別紙「PTA総会 議決権行使書」にご記入の上、提出をお願いします。

議決権行使書 提出期限：令和6年4月18日（木）

【議案】

- | | |
|----|----------------------------------|
| 1 | 令和5年度 PTA 事務局活動報告 |
| 2 | 令和5年度 学校諸費会計決算 |
| 3 | 令和5年度 PTA 一般会計決算報告 |
| 4 | 令和5年度 PTA 特別会計決算報告・特別会計についての申し送り |
| 5 | 令和6年度 PTA 活動の方針 |
| 6 | 令和6年度 PTA 組織図 |
| 7 | 令和6年度 PTA 一般会計予算案 |
| 8 | 令和6年度 学校諸費会計予算 |
| 9 | 札幌市立伏見小学校 PTA 会則 |
| 10 | 札幌市 PTA 共済会のご案内 |
| 11 | 役員の選出 |

なお、役員退任・感謝状の贈呈は、個別に行わせていただきます。

令和5年度 P T A事務局活動報告

～伏見小学校P T Aの中心として様々な活動を進めてきました～

【主な活動内容】

1. 会議の運営

- * P T A総会書面開催・議決
事務局会
会議の資料作成・司会進行、議事録、提案、
報告

2. P T A活動

- * P T A総会資料の作成
 - ・総会議案書
 - ・P T A活動の手引き
 - ・総務委員に関するアンケート
- * P T A説明会
 - ・4/20(木) 参観懇談会後に開催
- * 伏見小こどもS O S
 - ・防犯ステーションの名簿作成
 - ・新規募集、継続依頼等の配付物作成
 - ・各ステーションへのお礼回り
(1、2年生)
- * 下校時見守り
 - ・6/30(金)
 - ・10/23(月)～10/27(金)
- * P T Aホットニュース 5・12・3月、
特別号 作成発行

3. P T Aの会計監査

4. P T Aの会計

- * 事務局活動費の管理
- * 年度収支報告
- * P T A室の備品・W i - F i 接続費管理

5. 中央区P T A連合会への参加

- * 研修委員担当
- * 教育講演会の企画・運営
- * 副会長会、会長・副会長会出席
- * 小中学校部会出席
- * 令和5年度札幌市中央区P T A連合会
団体表彰受賞

6. その他

- * 伏見小P T A代表として、スクールゾー
ン委員会/伏見の子どもを見守る会/街
頭啓発(2回)に参加
- * 入学祝い(4月)・卒業祝い(3月)
- * 入学・卒業時、玄関祝花贈呈

【その他の活動】

- ★ 各クラス総務委員の方々に、茶話会・読み聞かせ・講演会の企画・開催をしていただきました。
どの企画でも、保護者間での交流を深めることができ、読み聞かせでは、子ども達からも好評
の声があがりました。
- ★ 広報誌『こぶし128号』は、事務局と有志6名の方々のご協力で作成・発行いたしました。
- ★ 親地会(P T A有志の会)は、校内外の環境整備や見守り活動などを行いました。



令和5年度 学校諸費会計決算

学校諸費	項目	令和5年度予算	令和5年度決算	摘要
	収入	1,233,000	1,225,680	
	支出	1,233,000	1,225,680	
	差引差額	0	0	

教材費	項目	令和5年度予算	令和5年度決算	摘要
	収入	6,273,609	6,391,446	
	支出	6,273,609	6,391,446	
	差引差額	0	0	

行事費	項目	令和5年度予算	令和5年度決算	摘要
	収入	2,526,188	1,695,020	
	支出	2,526,188	1,695,020	
	差引差額	0	0	

* 滝野宿泊学習の集金業務を業者委託としたため、予算額と決算額に差が生じることとなった。

収支簿、通帳等、関係書類を照合の上、相違ないことを確認しました。

令和 6年 3月 27日

札幌市立伏見小学校

会計監査 長谷 千春 

会計監査 藤枝 裕子 

会計監査 松本 晶子 

令和5年度 PTA一般会計決算報告書

2024/03/ 31現在
札幌市立伏見小学校PTA

1 収入

項 目		令和5年度予算	令和5年度決算	増 減	摘 要
繰 越 金		649,117	649,117	0	
会費	保 護 者	517,000	540,600	23,600	
	職 員	35,000	35,000	0	
過年度収入		0	0	0	
雑 収 入		0	6	6	利息6円
総 計		1,201,117	1,224,723	23,606	

2 支出

			令和5年度予算	令和5年度決算	増 減	摘 要
運営費	会議費	総会費	5,000	3,854	-1,146	賞状用用紙代、丸筒、郵送費
		各部会議費	5,000		-5,000	
		小委員会費	5,000		-5,000	
		小 計	15,000	3,854	-11,146	
	需用費	消耗品費	5,000	1,760	-3,240	クリアファイル・事務用品他
		印刷費	60,000	36,828	-23,172	各種用紙費、インク、リース代、ラベルマイティ購入等
		通信費(Wi-Fi)	40,040	54,520	14,480	年間39600円+振込手数料
		食料費	5,000	1,875	-3,125	
		渉外費	20,000		-20,000	SOS防犯ステーションステッカー印刷代
		常設委員会運営費	5,000		-5,000	
		備品維持費	25,000	23,861	-1,139	
		小 計	160,040	118,844	-41,196	
合 計		175,040	122,698	-52,342		
活動費	活動費	研修費	5,000		-5,000	
		旅費	10,000	1,160	-8,840	PTA交通費(区P副会長会、区P会長副会長会、区P小中学校部会)
		広報費	110,000	107,265	-2,735	広報誌「こぶし」、親地会ちらし代
		総務部活動費	5,000		-5,000	
		研修部活動費	5,000		-5,000	
		広報部活動費	5,000		-5,000	活動費、通信費等
		学年学級費	34,500	33,000	-1,500	
		事務局活動費	5,000	2,592	-2,408	
		奨励費	140,000	132,200	-7,800	お祝いアレンジ(入学式・卒業式)、胸花、証書ファイル代
		慶弔費	50,000		-50,000	
合 計		369,500	276,217	-93,283		
分担金	分担金	分担金	170,000	161,720	-8,280	市区P連会費
雑費	雑費	雑費	5,000		-5,000	
予備費	予備費	予備費	481,577	22,000	-459,577	名札用ひも、名札用ケース、周年看板書換代
総 計		1,201,117	582,635	-618,482		

(収 入)	(支 出)	(繰越金)
1,224,723	582,635	642,088

令和4年度 PTA一般会計について、監査の結果、収支が適正であることを認めます。

2024/03/ 31現在

会計監査

長谷千春 藤政裕子 松本晶子

令和5年度 PTA特別会計決算報告書

令和6年3月31日
伏見小学校PTA

1 収入の部

項 目	金 額
繰越金	818,762
利子	8
フェスタ収益金	0
合計	818,770

※平岸プールの利用に伴い、これまでであった「学校プール委託料」の項目を削除した。

※フェスタ収益金

フェスタ収入	0
フェスタ支出	0
フェスタ収益	0

2 支出の部

項 目	金 額	伺書番号
合計	0	

3 差引残高

収 入 - 支 出	818,770
-----------	---------

特別会計についての申し送り

PTAが行う事業は、PTAの目的を達成するための内容(会員の親睦・教養・生活向上に関わること)であり、その結果として収益があった場合は、それを特別会計として備蓄する。

そして、伏見小学校で学ぶ子どもたちに生かされる活用の仕方を考え、資金を有効に活用することとする。活用にあたっては、役員会、常任委員会の議を経て行うこととし、次の点を配慮する。

- ①一般会計で行うPTA活動に充当することはない。
- ②周年行事などの実施に関わる資金の一部として活用する。
- ③PTA活動に必要な備品類の購入資金として活用する。
- ④子どもたちの教育環境・教育活動の充実を目的とし、備品類の購入資金や事業を行う等の資金として活用する。
- ⑤その他、PTAの全体として特別な事業を計画し、実施する場合に運用する。

令和6年度 伏見小学校 PTA 活動の方針(案)

～ 共に手を取り合い 創ろう愛ある心のふるさと ～

たとえ1年間でも伏見小で共に過ごした仲間です。日本中に散らばっても、いつまでも心のふるさとと言えるような素敵な仲間との充実した活動を！の思いと夢を込めて・・・。

- 子どもは家庭・学校・地域社会の中で成長します。三者の連携を深め、教育環境の充実を図り、人間性豊かな子どもを育てます。
- 会員同士互いに助け合い、学び合い、交流を深め、有意義で充実したPTA活動を推し進めます。
- 子どもが巻き込まれる事件や事故が続発しています。子どもの安全を第一に考えていくのは、保護者である私たちの使命です。子どもが安心して安全に過ごすことができる生活環境づくりを積極的に考えていきます。

活動方針を受けて

- 家庭・学校・地域が子どもにとってよりよい環境になるように連携を図ります。
- 学校や地域の方と共に、子どもの安全を保障する具体的な取り組みを計画します。
- PTA活動のねらいと意義について一人一人が理解を深め、行動していきます。
- PTA活動は「誰かがやってくれるだろう」ではなく、会員一人一人の力が必要です。一人一人が自らできる範囲で参加し、また、互いの活動を認め合い、感謝の気持ちに支えられた組織づくりを進めていきます。
- 活動の実施にあたっては、学校と十分に連携を図りながら準備を進め、有意義な全校PTA活動を進めていきます。また、多くの参加が得られるように会員一人一人の意思を尊重し、内容や運営の方法を工夫・改善していきます。

今後のPTA活動のイメージ

「できる人が、できる時に、できることを」をモットーに、児童・学校・保護者・地域の方々が笑顔で繋がるような活動を目指します！



※プロジェクトチームとは？

今年度も、PTA事務局では、伏見小学校の子ども達を通じて保護者・学校・地域の方々が笑顔で繋がる環境を目指し、様々な活動を企画していきたいと考えています。そこで、今年度はPTA事務局と共に1年間の活動の企画・運営に携わる有志を募り「プロジェクトチーム」という形で活動していただきます。

多くの方々と伏見小学校を楽しく盛り上げていければと考えています！

【令和6年度の「学級委員」について】

「できる人が、できる時に、できることを」をモットーに、児童・学校・保護者・地域の方々が笑顔で繋がるような活動を目指し、将来的なPTA会則の改正を視野に入れながら、よりよいPTA活動のあり方を探っていきます。

そこで今年度は、「各学級で総務委員を選出しない」とこととし、新たに「全校からプロジェクトチームを募集する」とこととします。プロジェクトチームについては、後日、別紙にて詳細をお伝えするとともに、4月24日(水)に予定しているPTA説明会で改めてご説明いたします。ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【スキーボランティアへの支出について】

子どもたちの教育活動の充実のため、「特別会計についての申し送り」の④に則り、スキー学習の際のスキーボランティアの費用をPTA特別会計から支出することとします。

伏見小学校 P T A 組織図

※将来的な PTA 会則の改正を視野に入れながら、よりよい PTA 活動のあり方を一年を通して探っていくため、今年度は、組織図の限りではありません。

PTA 総会

各部の活動報告、会計決算報告、PTA 事務局役員の承認、予算案を決議。

構成: PTA 全会員

定例として年1回(毎年4月)開催。

必要により PTA 会長が招集し、臨時に開くことができる。

PTA 事務局

PTA 総会で、承認された役員で構成される。

役員会

常任委員会で審議する内容を検討。

構成: PTA 事務局役員(会長・副会長・書記・

会計・会計監査)顧問・各専門部部長

* 年4回程度開催(2020年から5回→4回に削減)

常任委員会

総会に次ぐ決議機関。

学級からの提案事項、各部の活動計画を審議・承認。

構成: PTA 事務局役員・各専門部部長・副部長・

学級代表(総務部委員)

* 年4回程度開催、PTA 会長の招集による。

(2020年から5回→4回に削減)

専門部会

総務部
研修部
広報部

学級より各部1名ずつ(3名)の専門委員(学級委員)により構成されている。

学級学年委員会

学級担任・専門部員3名で構成され、学級の円滑な運営について話し合う場。

学級懇談会

学級担任・専門部員からの連絡事項の報告、質疑応答。会員同士の親睦を図り、相互理解を深める場。ここで話し合われた事や、質問などが学級代表を通じて常任委員会にかけられる。

小委員会

必要に応じて会長が招集する特定の会議または活動。
『ふれあいフェスタ in ふしみ』実行委員会など。

PTA ポスト

ご意見・ご質問など何でもお寄せください！
一人一人の会員の声を大切にします。
(4階 PTA 室前に設置してあります)

役員推薦委員

次年度の役員候補を選び、本人の了解のもと、4月の総会で推薦、会員の承認を求める。

構成: 教頭及び PTA 担当

* 地域に複数年居住且つ総務部委員経験者または複数回委員経験者より選出するのが望ましい。

スクールゾーン実行委員会

スクールゾーンでの子どもたちの交通事故防止と安全上の対策を検討し推進する委員会。

構成: 地域の方々・中央区役所の方々・

南警察署の方・交通指導員・

スクールガードの方・

校長・教頭・担当教諭

PTA 代表(役員・総務部部長)

伏見の子どもを見守る会

児童の安全確保のため、学校、保護者、地域の三者が連携して取り組む活動について協議、検討、情報交換する会。

構成: 地域の方々・梶西地区まちづくりセンター所長・山鼻地区まちづくりセンター所長・スクールガードの方・

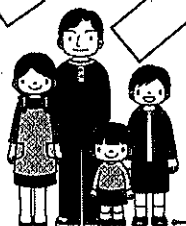
校長・教頭・担当教諭・

PTA 代表(役員・総務部部長)

校外・近隣地域とのつながり

参加

協力



子どもの保護者として
地域の大人として

1 収入 ※PTA会費の徴収は、年間3回（5・9・2月）とする。

項目		令和 5 年度予算額	令和 6 年度予算額	増減	摘要
繰越金		649,117	642,088	-7,029	
会費	保護者	517,000	525,000	8,000	525家庭見込み(令和6年4月1日時点)
	職員	35,000	35,000	0	35名見込み(令和6年4月1日時点)
雑収入			0	0	
総計		1,201,117	1,202,088	971	

2 支出

項	目	節	令和５年度 予算額	令和５年度 支出	令和６年度 予算額	増減	摘要
運 費	会 議 費	総会費	5,000	3,854	5,000	0	賞状用紙代、丸筒、郵送費
		各部会議費	5,000		5,000	0	
		小委員会	5,000		5,000	0	
	需 用 費	消耗品費	5,000	1,760	5,000	0	クリアファイル・事務用品他
		印刷費	60,000	36,828	60,000	0	各種用紙費、インク、リース代、 ラベルマイティ購入等
		通信費（Wi-Fi）	40,040	54,520	40,000	-40	事務局用スマホ使用料(概算)
		食料費	5,000	1,875	5,000	0	
		渉外費	20,000		20,000	0	
		常設委員会運営費	5,000		5,000	0	
		備品維持費	25,000	23,861	25,000	0	名札用ひも、名札用ケース
	費						
	費						
合計			175,040	122,698	175,000	-40	
活 動 費	活 動 費	研修費	5,000		5,000	0	
		旅費	10,000	1,160	10,000	0	PTA交通費（区P副会長会、区 P会長副会長会、区P小中学校部 会）
		広報費	110,000	107,265	110,000	0	広報誌「こぶし」、親地会ちらし代
		プロジェクト 活動費	50,000		50,000	0	これまでの各部及び学級活動費活動費 をプロジェクト活動費とする
		事務局活動費	5,000	2,592	5,000	0	
		奨励費	140,000	132,200	140,000	0	お祝いアレンジ（入学式・卒業 式）、胸花、証書ファイル代
		慶弔費	50,000		50,000	0	
		合計	370,000	243,217	370,000	0	
		分担金	170,000	161,720	170,000	0	市区P連会費
		雑費	5,000		5,000	0	
		予備費	481,577	22,000	482,088	511	周年看板書換代、リース複合機入 れ替え料金
		総計	1,201,617	549,635	1,202,088	471	

札幌市立伏見小学校

令和6年度 学校諸費会計予算案

収入	項目	令和5年度決算額	令和6年度予算額	摘要
	納入金	1,225,680	1,211,400	150円×12ヶ月×673人見込み (令和6年4月1日時点)
	繰越金	0	0	前年度繰越金
	合計	1,225,680	1,211,400	

支出	項目	令和5年度決算額	令和6年度予算額	摘要
	用紙費	1,225,020	1,211,400	白画用紙、色画用紙、作文用紙 半紙、画仙紙、版画用紙、模造紙 白ボール紙、工作用紙、折り紙 拡大機用感熱紙、上質紙 など
	事務費	660		返金手数料 振込手数料
		1,225,680	1,211,400	

備考(1)従来は利息分を雑収入として計上していたが、令和2年度より通帳を、一般的な利息無しのものに変更したため雑収入の項目を削除。

(2)令和5年度まで協同資料としていた項目は、校務支援システムの項目に合わせて令和6年度より「事務費」とする。

札幌市立伏見小学校PTA会則

第1章 名 称

第1条 この会は、札幌市立伏見小学校PTAといい、事務所を同校内に置く。

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と先生の協力により、会員相互の親睦をはかり、教養を高め、本校教育の充実と児童の家庭、学校、社会の生活向上につとめる。

第3章 事 業

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の親睦をはかるための事業
2. 会員の教養を高めるための事業
3. 児童の家庭、学校、社会の生活を向上させるための事業
4. 児童や会員の福利厚生をはかり、本校の教育を充実させるための事業

第4章 会 員

第4条 この会は、次の会員をもって組織する。

1. 正 会 員：本校児童の保護者、もしくはそれに代わる者と教職員。
2. 賛助会員：本会の趣旨に賛同する者。但し、入会の決定は常任委員会の承認を得るものとする。

第5章 役員及び委員

第5条 この会に、次の役員及び委員を置き、任期を1年とする。但し、再任を妨げない。

1. 役 員
 - (1) 会 長 1名（保護者）
 - (2) 副会長 3～若干名（保護者2～若干名、教職員1名）
 - (3) 会 計 2名（保護者、教職員各1名）
 - (4) 書 記 3～若干名（保護者2～若干名、教職員1名）
2. 委 員
 - (1) 学級委員 各学級4名（担任教師を含む）
 - イ 専門部委員：各学級委員の中から研修、広報の各部に1名。
 - ロ 常任委員（学級代表委員）：総務部委員とする。
 - (2) 学年代表委員 各総務部委員の中から1名。

第6条 役員及び委員の選出は、次の通り行う。

1. 役員は、別に定める役員推薦委員会の規程によって正会員より推薦され、総会において選出する。
2. 学級委員は、各学級において互選する。
3. 専門部委員は、各学級委員の互選による。
4. 学年代表委員は、各学年の総務部委員の互選による。

第15条 各専門部会は、部長1名（保護者）・副部長2名（保護者1名，教職員1名）・記録係（保護者2名）を互選し、部会は必要に応じて部長の招集で開く。役員は、各部会に出席して意見を述べることができる。

第10章 校長及び顧問

第16条 校長は各種会合に出席して意見を述べることができる。

第17条 この会には顧問を置くことができる。顧問は、常任委員会の推薦より会長が委嘱する。

第18条 顧問は会長の諮問に応じ、重要事項について意見を述べるすることができる。

第11章 会 計

第19条 この会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。

第20条 この会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

第12章 附 則

第21条 この会の規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第22条 この会の細則は別に定める。

第23条 この会則は、昭和43年12月24日から実施する。

<改正経過>

昭和47年 3月 4日 一部改正

昭和49年 4月23日 一部改正

昭和56年 4月18日 一部改正

昭和60年 4月20日 一部改正

平成 8年 4月20日 一部改正

平成18年 4月20日 一部改正

平成19年 4月19日 一部改正

役員推薦委員会規程

第1条 札幌市立伏見小学校PTA会則、第5章、第6条第1項の役員推薦委員会は、この規程による。

第2条 役員推薦委員会は、各学年の代表6名・各部の代表3名及び教師2名をもって構成する。

第3条 役員推薦委員会は、委員の互選による委員長1名、副委員長2名を置く。

第4条 役員推薦委員の任期は1年とする。

第5条 役員推薦委員は、他の委員を兼ねることができる。

<改正経過>

昭和50年 4月26日 一部改正

規約改正委員会、慶弔規程委員会規程

第1条 伏見小学校PTA会則第12章、第22条の規程により、規約改正委員会及び慶弔規程委員会を置くことができる。

第2条 この委員会は、役員及び常任委員で構成する。

第3条 この委員会は、会長の諮問により必要に応じて規約改正及び慶弔規程について協議する。

第4条 慶弔、見舞い等に関する内規は別に定める。

第6章 役員 の 任 務

第7条 役員の仕事は、次の通りである。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその仕事を代行する。
3. 会計はこの会の経理を執行し、総会において決算報告をする。
4. 書記は各種会合の企画、連絡、記録をする。

第7章 会計監査委員

第8条 この会の経理を監査するため、3名の監査委員を置く。

第9条 会計監査委員は、定期または臨時に会計監査を行い、総会において監査報告をする。

第10条 会計監査委員は、役員会、常任委員会その他の会に出席して意見を述べることができる。

第11条 会計監査委員は、別に定める推薦委員会の規程によって正会員より推薦され、総会で選任する。

第12条 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第8章 諸 会 議

第13条 この会は、次の会議を開催する。

1. 総会

総会は、この会の最高決議機関であり、年度当初に会長が招集し規約の改正その他の事項を協議決定する。必要により、臨時に総会を開くことができる。

2. 役員会

役員会は、会長が招集し、会の運営、業務の執行について審議する。

3. 常任委員会

常任委員会は、役員、正・副部長、学級代表委員（総務部委員）で構成し、事業計画を審議し、事務を処理する。但し、事情により小委員会をもつことができる。

4. 学年委員会

学年代表委員は、当該学級委員を招集し、学年の円滑な運営について協議する。

5. 学級委員会

学級代表委員は、当該学級委員を招集し、学級の円滑な運営について協議する。

第9章 専門部会並びにその任務

第14条 この会は、次の専門部会を組織し、会の目的達成のために業務を企画し、常任委員会の決定に基づき執行する。専門部会は、各学級専門部委員で構成する。

1. 総務部（学級代表委員）

- ・研修部、広報部以外の活動全般に関する事項
- ・学年、学級相互の連絡調整
- ・学年、学級活動の相互理解と、活動の推進
- ・各専門部事業への協力

2. 研修部

- ・会員の教養に関する事項

3. 広報部

- ・広報活動に関する事項